

健診ご担当者様へのお願い

- ①健康診断を受診するには、労働基準協会に申し込み（受診の予約）を行って下さい。健診機関への申し込みは料金が異なる場合があります。
- ②当初の申込みと異なる会場で受診する場合は、基準協会に連絡して下さい。
- ③特殊健康診断（有機溶剤・じん肺等）を受診する方には、既往歴確認のために、前回受診時の個人票をご確認の上お渡し下さい。業務歴記入欄が足りない場合は、ご連絡下さい。

- ④有機溶剤、特定化学物質の健康診断を受診される方は、個人票裏面の「作業環境測定の有無」に○をつけて下さい。
測定有・・・管理区分1～3に○（測定結果を記載）
測定無・・・無に○

年月日	作業内容	測定結果
	作業環境測定の有無	(管理区分) 1～3に○

作業環境測定について（委託健診機関の補足）

<https://morisanho.or.jp/kankyou.html>

- ⑤集合健診の混雑が予測される場合は、受診日時の変更をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。
- ⑥本案内書を送付後の標準リードタイムは下記となります。
 - ・ 申込書締め切り・・・健診の3週間前
 - ・ 受診票の到着・・・健診の2週間前
 - ・ 結果の送付・・・健診の4週間後 ※特殊健康診断は6週間後

受診票が届かない場合や、お急ぎの場合は、ご連絡下さい。

- ⑦受診票や、採尿容器の紛失等の場合は、ご連絡下さい。